

食の安全・安心を見据え、次世代に種子を繋ぐ！ 秋田県主要農作物種子条例が 令和3年2月議会において可決

主要農作物種子法[※]が平成30年4月1日に廃止されたことから、秋田県では、同法廃止後も「秋田県主要農作物種子基本要綱」等を制定し、優良種子の安定供給に取り組んできました。しかし、関係団体や農業者から、体制や政策の動向に変化があった場合に、現行の運用が継続することについて法的担保がないという不安の声が寄せられ、将来にわたって優良な種子を確保し、安定的に供給していくため議会で審議されてきました。そして、次世代に種子を繋いでいくため令和3年2月議会において可決されました。



土に立つものは倒れず
土に生きるものは飢えず
土を守るものは滅びず

種子条例提出者 順不同

柴田 正敏 工藤 嘉範 竹下 博英 佐藤 信喜 佐々木 雄太 小山 緑郎
三浦 英一 松田 豊臣 小野 一彦 原 幸子

※主要農作物種子法(通称は種子法)は、主要農作物であるコメや大豆、麦など、野菜を除いた種子の安定的生産及び普及を促進するため、米、大豆、麦の種子の生産について審査その他の措置を行うことを目的として制定された日本の法律である。